

令和2年度 欧米豪を中心とした富裕層向けプロモーション推進業務の委託
委託事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

東京都（以下「都」という。）及び東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する富裕層の誘致に向けて、欧米豪のエリア（米国、カナダ、英国、フランス、イタリア、スペイン、ドイツ、オーストラリア）を中心にプロモーション活動を実施している。

プロモーションの一環として、富裕層向け旅行地としての認知度や満足度、魅力の向上を目指し、欧米豪を中心とした富裕層向け観光コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）及び、コンテンツ提供する都内事業者（以下「サプライヤー」という。）の開発推進を行う。

2 委託内容

業務委託仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額

金 55,000,000 円也

※上記金額は、消費税等諸税を含む総額とする。

4 契約の履行期間

契約締結の翌日から令和3年3月31日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

令和2年4月14日（火）

希望申出方法については、TCVB ホームページにて契約情報を参照のこと。

(2) 公募締切

令和2年4月20日（月）正午

(3) 企画審査会への指名通知

令和2年4月21日（火）中に行う。

※ 指名通知対象事業者全員に、以下のものを至急する。

- ・ 都並びに TCVB がターゲットとする富裕層を定義した「東京都が目指すべきターゲット像」。
 - ・ コンテンツ紹介記事サンプル
- (4) 質問の受付期間
令和 2 年 4 月 21 日（火）から 4 月 23 日（木）正午まで
様式 1「質問票」に質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。
※「質問票」送付先電子メールアドレス：monden@tcvb.or.jp 及び kubota@tcvb.or.jp
※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。
- (5) 質問への一斉回答
令和 2 年 4 月 24 日（金）中までに行う。
指名通知対象事業者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。
※どの事業者からも質問票の提出がなかった場合には、回答及び連絡は行わない。
- (6) 企画提案書及び見積書の提出期限
令和 2 年 5 月 7 日（木）正午
- (7) 企画審査会の開催
令和 2 年 5 月 11 日（月）
- (8) 審査結果の通知
令和 2 年 5 月 13 日（水）までに行う。

6 企画審査会に必要な提出物と提出方法

企画にあたり、下記の TOKYO LUXURY AUTHORITY（以下「TLA」という。）のオフィシャル WEB サイトの掲載内容を十分確認し、「8 選考方法」に示す項目ごとの評価基準を意識のうえ、提案すること。

TLA オフィシャル WEB サイト：<https://www.tokyoluxuryauthority.jp/>

(1) 提出物

ア 企画提案書

企画提案書は、原則下記に指定する順番にて、A4 用紙（※両面印刷）、各頁番号を明記し、表表紙含め 20 ページ以内、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。タイトルは、「令和 2 年度 欧米豪を中心とした富裕層向けプロモーション推進業務の委託」とすること。

(ア) 実施体制

業務全体が効率的かつ円滑に執行できる運営体制等、下の項目通りとすること。

A) 組織・体制図（TCVB との連携含む）

B) 全体的な業務スケジュール

C) その他関連実績等

(イ) TLA の企画・運営について

- A) 運営事務局の運営について
- B) TLA オフィシャル WEB サイトの運営について
- C) TLA 加盟メンバーを対象とした活動について
- D) 市場新規参入者を対象とした活動 (TLA 非加盟メンバー対象) について
- E) アンケート調査について
- (ウ) コンテンツ発掘・開発推進について
 - A) 既存コンテンツの調査・検証について
 - B) 潜在コンテンツの開発・支援について
 - C) アドバイザーの設置について
- (エ) コンテンツの情報発信について
 - A) コンテンツ紹介記事制作について
 - B) インフルエンサー招聘について
 - C) SNS アカウントの運営管理について
- (オ) 活動報告について
- (カ) その他、本事業の運営にあたり有効となるような特筆すべき点等

イ 見積書

本件委託業務全般にかかる見積書。海外等で非課税となる項目についてはこれを明記し、経費総額及び、その内訳（課税対象分、非課税対象分）をあわせて記載すること。なお、下記項目を入れ込むこと。

- (ア) 仕様書の項目別の内訳及び見積総額
- (イ) 見積総額には消費税等諸税を含んだ金額とし、消費税は 10%で見積もること。
- (ウ) 人件費、通信費、交通費、物品費等の活動に係るすべての費用を含むこと。

ウ 上記「ア 企画提案書」と「イ 見積書」の PDF データを入れた CD-R 等の電子記録媒体

(2) 提出部数と提出体裁

ア 提出部数

次に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。ただし、業務にあたっての再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、提案書（社名あり・なし）に全て明記すること。

提出物	自社名及びロゴ	会社印	提出部数
ア 企画提案書 (※両面印刷)	なし	なし	12 部
	あり	なし	1 部
イ 見積書	なし	なし	12 部
	あり	あり	1 部

ウ 電子記録媒体	あり	なし	1部
----------	----	----	----

イ 提出体裁

上記(1)の提出物「ア 企画提案書」及び「イ 見積書」については、合わせて1つの形状とし、左上をダブルクリップで留めたものを提出する(製本、ステープル留め等不可、見積書は最終ページとする)。

ウ 書面の宛先

宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とすること。

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

郵送又は持参とする。封筒に「欧米豪を中心とした富裕層向けプロモーション推進業務の委託 事業者選定企画審査会資料」と朱書きすること。

イ 提出場所

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

郵便番号 162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5階

担当：門田(もんでん) 副担当：窪田 宛

(4) 企画提案応募の辞退

企画提案応募を辞退する場合は様式2「辞退届」を令和2年5月7日(木)正午までに提出すること。

(5) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。(その場合においても、追って辞退届の提出を行うこと。)

7 企画審査会の実施場所及び実施時間等

(1) 実施日

令和2年5月11日(月) 予定

(2) 実施場所

東京観光財団 5階会議室 予定

(3) 実施方法

応募者(1社4名以内)のプレゼンテーションとする

(4) 実施日時、場所の詳細については、指名通知後に個別に連絡する。

8 選考方法

企画審査会においては、TCVB が別途定める「令和 2 年度 欧米豪を中心とした富裕層向けプロモーション推進業務の委託」に係る事業者選定企画審査会実施要領に基づき選考を執り行う。評価基準については、下記のとおりとする。

(1) 実施体制について

- ・ 業務全てが効率的で円滑な運営が行える体制が整っているか
- ・ 業務全てが計画的且つ着実に進められるスケジュールとなっているか
- ・ 業務を運営する上で必要となる経験や実績、ネットワークを有しているか

(2) TOKYO LUXURY AUTHORITY(TLA)の企画・運営について

- ・ TLA の活動を効果的且つ効率的に運営するための運営組織となっているか
- ・ TLA の活動について効果的且つ効率的に情報発信できる WEB サイト運営となっているか
- ・ TLA 加盟メンバー間の情報交換やビジネスマッチング、TCVB との連携を促進できる活動が企画・提案されているか
- ・ ラグジュアリートラベル市場への新規参入を目指す都内事業者に対する効果的な支援策が企画・提案されているか
- ・ ラグジュアリートラベル市場に向けた都内事業者の活動状況等を把握するための、アンケート調査が企画・提案されているか

(3) コンテンツ発掘・開発推進について

- ・ コンテンツについて、適切に調査・検証できるか
- ・ 都内のラグジュアリートラベル向けのコンテンツや、それを保有するサプライヤーへのネットワークを有しているか
- ・ ラグジュアリートラベル向けのコンテンツとして、今後需要が見込まれるようなコンテンツや、それを保有するサプライヤーにアクセスできるか

(4) コンテンツの情報発信

- ・ ライターやフォトグラファー含め、コンテンツの魅力や、訴求力を高められる記事が制作できる体制が整っているか
- ・ インフルエンサーを活用し、コンテンツの認知度や訴求力を高められるような情報発信が可能か
- ・ SNS アカウントを活用し、コンテンツの認知度や訴求力を高められるような情報発信が可能か
- ・ 適切な効果測定が実施可能か

(5) 活動報告

- ・ TCVB への適切な情報共有が行えるか
- ・ 収集した情報や、活動内容を適切に報告できるか

(6) その他

- ・ 価格設定は妥当なものになっているか

- ・ その他、本事業の運営にあたり有効となるような特筆すべき事項があるか

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を電子メール（「選考結果について」文書を添付）にて通知する。なお、審査内容にかかわる質問については一切受け付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、上記 5(4)に示す質問受付期間中に限り、指定電子メールにて受け付ける。質問内容については、全て事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し申請時受領の各社 電子メールアドレスへ一斉に回答する。

11 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、別途 TCVB の間で委託契約を締結するものとする。

12 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 企画審査会の当日開始時刻に遅れた場合は失格とする。
- (4) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届を提出すること。
- (5) 採択された企画提案書を基に、委託者との協議の上本業務仕様書を決定する。本業務の目的達成に資するものと TCVB が認めた企画提案内容について、委託 上限額の範囲内において、受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。

13 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：門田、副担当：窪田）

郵便番号 162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

電話：03-5579-2683

FAX：03-5579-2685

以上